

議事要旨(3) IASBディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応及びASAF対応の概要について説明がなされた。続いて、丸岡専門研究員より、説明資料[審議事項(3)-1]及び[審議事項(3)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のような意見がなされた。
 - 事務局から提示されているコメント案の方向性は、コメントレター提出に当たっては十分とは言えないかもしれないが、ASAF 会議で発言するための現段階での予備的見解としては賛成である。
 - 但し、コメントの方向性を決めるにあたっては、次の点について更なる検討が必要ではないか。
 - ✓ 事務局の提案は、一般ルールの枠内で、料金規制事業における権利及び義務を整理するアプローチによっているが、料金規制事業に対しては一般ルールと異なる特別なルールを認めるというアプローチもあり得る。前者の方法によると、料金規制事業以外にも対象範囲となり得る上、概念フレームワークや現行の会計基準についても大幅な見直しが必要となる可能性がある。他方、後者の方法で検討を進めていく場合、特別なルールを認める妥当性について考慮が必要となるが、この点については、料金規制事業では、規制による硬直的な価格設定に起因した赤字が発生し得るので、企業本来の実力と異なる財務報告による利用者のミスリードを防ぐために特別なルールを認めることが妥当という整理が出来るかもしれない。
 - ✓ 料金規制事業における権利及び義務を識別するためには、資産や負債の定義や測定の信頼性の観点からの検討だけでなく、IAS 第 38 号「無形資産」において無形資産の認識要件とされている「識別可能性」も検討すべきではないか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- IFRS は一般目的の財務報告における基準であるため、料金規制事業に限って特別なルールを作成するというアプローチは困難と考えられる。しかし、「定義された料金規制」においては識別可能な特別な権利及び義務が創出されるため、これらを財務諸表に忠実に反映するために、結果として、一般目的の財務報告の枠内において特殊な要求事項が必要になるという整理ができるかもしれない。
- ある委員より、概念フレームワーク・プロジェクトに関する IASB による直近の暫定決

定で示されている資産及び負債の定義や認識規準が十分に堅牢でないと考えられる場合、どこに改善余地があると考えられるか、という質問がなされた。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 概念フレームワーク・プロジェクトに関する IASB による直近の暫定決定では、資産及び負債の定義について「過去の事象の結果として発生したもの」が要件とされている。この点について、料金規制の枠組みにおいて料金規制事業を行うこと自体を「過去の事象」と捉える考え方もあるが、顧客に対する財・サービスの提供がなされて初めて「過去の事象」がされたと考える見解もある。このため、「過去の事象」の捉え方について更なる議論が必要となる可能性がある。
- 料金規制の枠組みにおいて、将来、低い料率で財・サービスを提供することが、負債の定義に関する暫定決定の一部として示されている「経済的資源を移転する現在の義務」を構成するか否かについて異なる見解がある。また、料金規制の枠組みにおける財・サービスの提供を通常の財・サービスの提供と識別する観点から、推定的義務について、執行可能性 (enforceability) を要件とすべきという見解もある。
- 概念フレームワーク・プロジェクトに関する IASB による直近の暫定決定では、資産及び負債は定義を満たす限りにおいて、原則として、財務諸表に認識すべきとされている。このため、料金規制事業から生じる権利及び義務についても、資産及び負債の定義を満たす限りにおいて財務諸表に認識すべきという結論になることが考えられるが、認識規準については蓋然性規準を明示する等、より堅牢な規準にすべきという見解もある。

以 上